

鳥取県微小粒子状物質に係る注意喚起等実施要領

平成25年 3月21日策定
平成25年10月 2日一部改正
平成26年 4月 1日一部改正
平成27年 5月11日一部改正
平成28年 4月25日一部改正
鳥取県生活環境部水・大気環境課

1 目的

大気中の微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）濃度が、国が示した注意喚起のための暫定指針値を超過すると予想される場合等に、県民の健康被害を未然に防止するため、県民への注意喚起を行う。

また、PM2.5濃度の急な上昇が認められた際に、随時の情報提供を行い、県民のより一層の安心安全な生活に役立てていただく。

2 実施機関

鳥取県生活環境部水・大気環境課

3 常時監視体制

大気汚染防止法第22条の規定に基づく県内のPM2.5の常時監視地点は下表に示すとおりである。

表1) 県内のPM2.5常時監視体制

| 測定地点名 | 所在地 |
|------------|--------------|
| 鳥取県庁西町分庁舎局 | 鳥取市西町一丁目401 |
| 倉吉保健所局 | 倉吉市東巖城2 |
| 米子保健所局 | 米子市東福原1-1-45 |
| 境港市誠道町局 | 境港市誠道町225-1 |

4 注意喚起の基準

(1) 午前中の早めの時間帯の判断

午前5時から7時までの1時間値の平均値の県内最大値から予想した当日の日平均値が国暫定指針値を超過すると予想される場合等に、県内全域を対象範囲として注意喚起を行う。なお、注意喚起実施後に濃度が低下した場合においても、注意喚起の解除情報は発信しない。

表2) 午前中の早めの時間帯の判断基準

(単位：マイクログラム/立方メートル)

| | 区分 | 内容 | 判断基準 (5時から7時までの1時間 値の平均値の県内最大値) |
|---|------|---------------|---------------------------------------|
| 1 | 情報提供 | 環境基準を超過する予想 | 32超 |
| 2 | 注意情報 | 国暫定指針値に近い値を予想 | 70超 |
| 3 | 警戒情報 | 国暫定指針値を超過する予想 | 85超 |

環境基準：人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準 日平均値35マイクログラム/立方メートル
国暫定指針値：健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準 日平均値70マイクログラム/立方メートル

(2) 午後からの活動に備えた判断

午前5時から12時までの1時間値の平均値の県内最大値から予想した当日の日平均値が国暫定指針値を超過すると予想される場合等に、県内全域を対象範囲として注意喚起を行う。なお、注意喚起実施後に濃度が低下した場合においても、注意喚起の解除情報は発信しない。

表3) 午後からの活動に備えた判断基準

(単位：マイクログラム/立方メートル)

| | 区分 | 内容 | 判断基準 (5時から12時までの1時間値の平均値の県内最大値) |
|---|------|---------------|------------------------------------|
| 1 | 注意情報 | 国暫定指針値に近い値を予想 | 70超 |
| 2 | 警戒情報 | 国暫定指針値を超過する予想 | 80超 |

5 随時情報提供「お知らせ」の基準

4-(1)の判断基準以下であった日の午前、また4-(1)及び(2)の判断基準以下であった日の午後を対象として、PM2.5濃度の急な上昇が認められた際に、PM2.5の濃度状況を「お知らせ」として情報発信する。なお、「お知らせ」発信後に濃度の低下を確認しても新たな情報は発信しない。

表4) 「お知らせ」の判断基準

| 区分 | 判断基準 |
|------|--|
| お知らせ | ① 県内の2局以上で、1時間値が70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過 ② ①のほか、1局でも1時間値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過し、濃度上昇推移等から必要があると認められる場合。 |

6 注意喚起の方法

注意喚起時には、表5に掲げる方法により県民への注意喚起を行うとともに、市町村大気環境行政担当課及び表5に掲げる関係機関等へ情報を伝達し、注意喚起等への協力を依頼する。なお、報道機関への資料提供及び関係機関へのファクシミリについては、別紙様式によることとする。

なお、随時情報提供「お知らせ」は、あんしんトリピーメール及び県公式Twitter(とりったー)により情報発信を行う。

表5) 情報伝達の方法

| 伝達方法 | 対象 | 備考 |
|-------------------|-----------|----------------------|
| あんしんトリピーメール | 一般県民 | 発信区分「生活・健康情報」※1 |
| 県ホームページ | 一般県民 | 専用サイト「鳥取県の大気環境の状況」※2 |
| 県公式Twitter(とりったー) | 一般県民 | 水・大気環境課公式アカウント※3 |
| 報道資料提供 | 一般県民、報道機関 | 県政記者室への資料提供 |
| 関係機関へのファクシミリ | 市町村、関係機関等 | 事前登録されたあて先への一斉送信 |

※1 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=102363>

※2 <http://tottori-taiki.users.tori-info.co.jp/taiki/pc/top/>

※3 <http://twitter.com/mizutaiki>

表6) 関係機関

| 区分 | 関係機関 (※) |
|----------|---|
| 県関係機関等 | 元気づくり総本部広報課、危機管理局危機対策・情報課、 <u>地域振興部教育・学術振興課</u> 、 <u>福祉保健部子育て応援課</u> 、 <u>福祉保健部青少年・家庭課</u> 、 <u>福祉保健部子ども発達支援課</u> 、 <u>福祉保健部健康政策課</u> 、 <u>福祉保健部長寿社会課</u> 、 <u>教育委員会事務局体育保健課</u> 、生活環境部衛生環境研究所、各総合事務所生活環境局（生活環境事務所）及び福祉保健局（福祉保健事務所） |
| その他の関係機関 | <u>国立大学法人鳥取大学附属学校部</u> 、鳥取地方気象台、公益社団法人鳥取県医師会、一般社団法人鳥取県東部医師会、公益社団法人鳥取県中部医師会、公益社団法人鳥取県西部医師会 |

※下線の関係機関に対しては、それぞれが所管する施設又は関係する機関等へ情報伝達するよう依頼する。下線のない関係機関に対しては、通常業務の範囲内で県民等からの問い合わせに対応するよう依頼する。